一五七八番七　十三号
一五八〇番　十四号から十七号まで
一六八三番　十八号から二十号まで
一三七四番一　二十一号及び二十二号
一三七三番　二十三号
一三六五番一　二十四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十五号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と二十六号を平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村坪田
一五七八番一　二十五号及び二十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大穴沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十三年国土交通省告示第千五十九号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村阿古
二三二四番一　一号及び二号
二三二〇番一　三号及び四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
喜代沢支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市長淵八丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市梅郷六丁目
一一七三番　一号及び二号
一一七一番　三号及び八号
一一七二番　四号
一一六八番　五号及び六号
一四二七番　七号
一一七四番　九号
東京都青梅市駒木町二丁目
一八二番　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中曽川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○国土交通省告示第百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　堂洞
岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内坂本字中之原四〇七九番地の一地内三等三角点中之原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三〇四度四九分三二秒　一号
一七一・六三六メートルの地点　一号
標柱一号から一七四度二八分一一秒　二号
三二・二三一メートルの地点　二号
標柱二号から二三五度四五分四〇秒　三号
三七・八四六メートルの地点　三号
標柱三号から二六六度一三分〇九秒　四号
五〇・七〇〇メートルの地点　四号
標柱四号から三三八度一三分四八秒　五号
二二・四五〇メートルの地点　五号
標柱五号から四度二四分三四秒　六号
四四四・七八六メートルの地点　六号
標柱六号から二九八度三九分三三秒　七号
八七・六九七メートルの地点　七号
標柱七号から二〇五度〇八分五一秒　八号
一一七・七四二メートルの地点　八号
標柱八号から二八五度二一分二五秒　九号
三五・六五五メートルの地点　九号
標柱九号から六度五三分三二秒　十号
一九・〇〇〇メートルの地点　十号
標柱十号から二七度二六分三六秒　十一号
八二・八二三メートルの地点　十一号
標柱十一号から四七度〇五分五一秒　十二号
九八・三二三メートルの地点　十二号
標柱十二号から九八度三三分三四秒　十三号
三一・二七一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四七度二三分三一秒　十四号
一〇四・四五四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一七七度二〇分二九秒　十五号
二〇〇・〇〇二メートルの地点　十五号
標柱十五号から二一一度二九分五七秒　十六号
二四・八六六メートルの地点　十六号
標柱十六号から一八八度四二分〇一秒　十七号
一一九・五五二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七二度五六分三七秒　十八号
五五・三九七メートルの地点　十八号
二　アテガ平谷
岐阜県本巣市根尾板所字滝脇二九一番一地内四等三角点板所を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八二度三〇分二七秒　一号
六四七・七七三メートルの地点　一号
標柱一号から二三七度二七分三五秒　二号
三三・四六八メートルの地点　二号
標柱二号から二八九度三〇分四五秒　三号
五七・一七五メートルの地点　三号
標柱三号から三五二度二六分二二秒　四号
一三四・四五八メートルの地点　四号
標柱四号から一三度四二分〇九秒　五号
五九・〇五九メートルの地点　五号
標柱五号から七〇度二八分五二秒　六号
八〇・八六〇メートルの地点　六号
標柱六号から一七〇度五六分一五秒　七号
一五三・九九七メートルの地点　七号

○国土交通省告示第百五十九号

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案（事案番号平二十八第四〇〇三号）については、平成二十九年二月二十一日付け国運審第五十号により、運輸審議会から、認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十九年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一

○東北地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線
三　事業施行期間　自平成二十九年三月六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字太郎須田、字三保野、字上イタヤノ木、字上外ノ沢、字荒内、字モダシ平、字向平、字牛ノ沢川目、字百目木、字吹越及び字豊栄平地内
使用の部分　青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字三保野、字上イタヤノ木、字上外ノ沢、字荒内、字牛ノ沢川目、字百目木及び字吹越地内

○中国地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第三号防府都市計画道路事業三・三・一号環状一号線、三・四・四十号松崎牟礼線及び三・四・二十七号防府富海線
三　事業施行期間　自平成二十三年一月十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし